

国際先端テストについて（案）

1. 趣旨

我が国の潜在力を最大限発揮できるよう、戦略分野を育成するとともに、投資先としての日本の魅力を最高水準に引き上げることを目指し、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づいた検証を行う。

2. 検討の視点

戦略分野を育成するとともに、投資先としての日本の魅力を引き上げるため、以下のような視点から検討してはどうか。

- a. 諸外国と比べて一般的な規制かどうか
- b. 諸外国に比べて過重な水準を求めているか
- c. 諸外国との相互性・互換性のある基準・認証となっているか
- d. 諸外国と比べて手続や費用が簡素・適正なものとなっているか
- e. 規制の目的は、より制限的でない別の方法により達成できないか

3. 対象案件

規制改革に当たって、国際比較に基づく最適の政策選択に資する国際先端テストの導入・定着を図るため、その課題と解決策の検討をスピードアップする観点から、本会議の最優先案件及びワーキンググループの検討項目のうちから、上記2の視点に照らして国際比較になじむものとして各省に依頼しているもの（一般用医薬品のインターネット等販売に係る規制）のほか、別添の追加候補案を参考に、ワーキンググループにおいて追加的に数件の案件を選定し、実施することとしてはどうか。

4. 検討の進め方

おおむね、以下のような手順を基本としてはどうか。

- ① すでに着手している案件及びワーキンググループで選定した案件については、規制所管省庁に見直しの検討を要請。
- ② 規制を維持する場合には、国際比較に照らしてなお規制を必要とする合理性について、規制改革会議の場で所管省庁から十分な説明を求める。
- ③ その上で、規制改革会議としての見解をとりまとめ、所要の見直しが必要と判断する場合には所管省庁に見直しを要請。

国際先端テスト対象の追加候補案

【健康・医療】

①一般健康食品の機能性表示の容認

健康食品の機能性表示（人体の構造又は機能を調節する栄養素、または生理学的効果のような衛生的目的のために有益な影響を与えることの表示）は、保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）を除いて、認められていない。

他方、海外では米国など多くの国が機能性表示を可能にする制度を整備し、予防医学に積極的に活用する活動を行っている。

- 理解しやすい健康機能を表示できる制度を作り、エビデンスに基づいた機能性表示を認めてはどうか。
- 特徴ある健康食品や農産物の機能表示・PRが可能となり、各企業の開発インセンティブが湧くとともに、食品産業の活性化につながる。

【エネルギー・環境】

②次世代自動車普及促進に資するインフラ整備のための関連法令の見直し

天然ガス自動車に対する天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所（ガソリンスタンド）においては、天然ガスディスプレイを給油取扱所の給油空地内に設置することができない等の理由により、天然ガス自動車の停車スペースとガソリン自動車の停車スペースを共用化することができない。

他方、ドイツでは、天然ガスディスプレイとガソリン等給油ディスプレイを近接して設置し、天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化が可能との指摘がある。

- 燃料電池自動車等の次世代自動車の普及も見据え、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化できるようにするべきではないか。
- 天然ガス自動車普及の社会的インフラ整備が進むとともに、新たな供給インフラが必要となる燃料電池自動車等の次世代自動車の開発を促進する。

【創業等】

③輸出通関申告官署の自由化

輸出入申告は、原則として貨物の保税地域等の所在地を所轄する税関官署に申告することになっている。

他方、米国やEUでは、どこからでも申告が可能。

- 申告先の税関官署を自由化することを検討してはどうか。
- 輸出入手続に係るコストを簡素化し、自由度を高めることで、企業の海外進出や貿易活動を促進する。

④市外局番（OAB-J番号）取得に係る品質要件の見直し

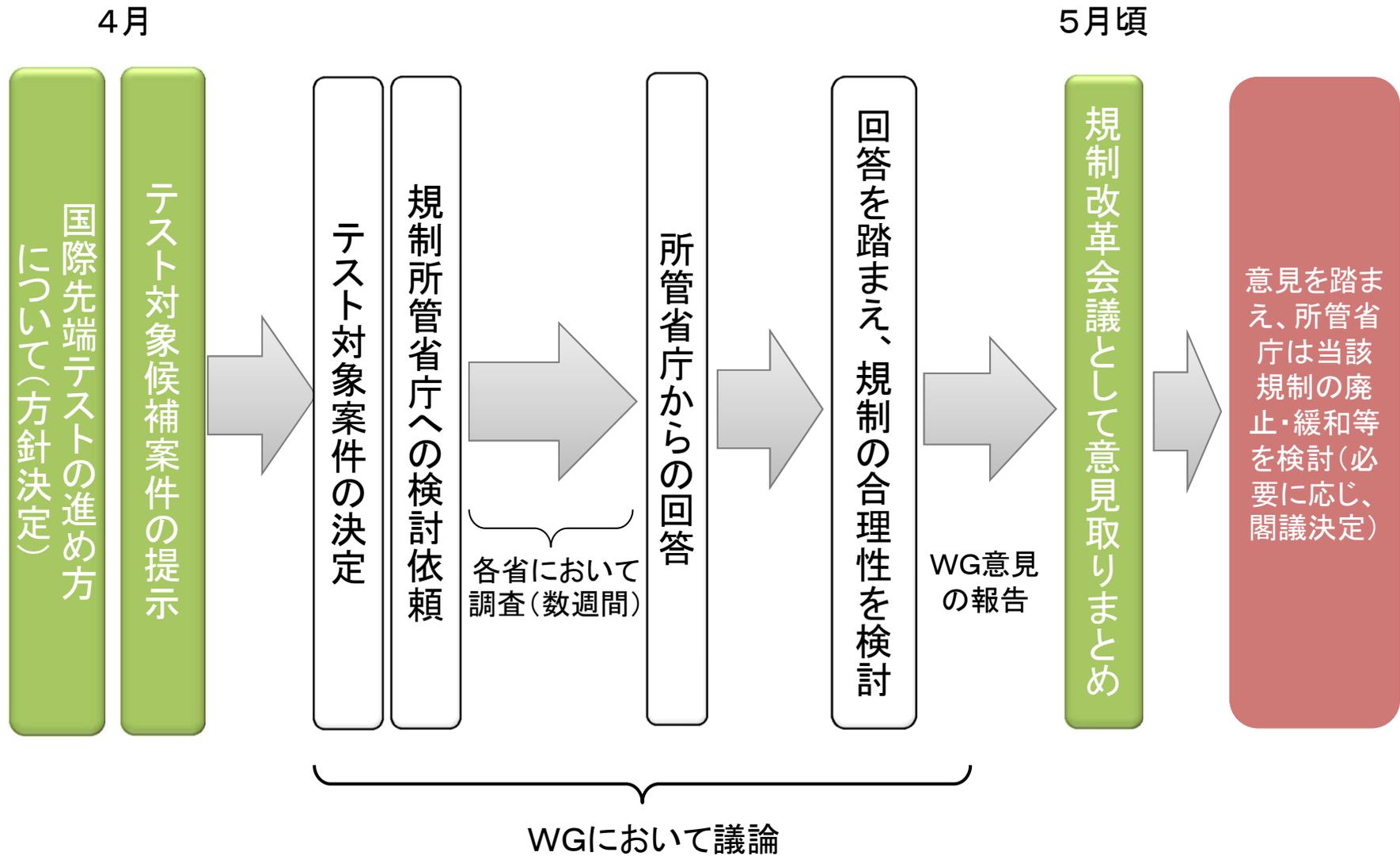
03/06等の市外局番の区別がある『OAB-J番号』は、固定電話サービス市場において人気が根強い。一方で、『OAB-J番号』を用いてIP電話事業者がサービスを提供する場合には、通話の質に関して一定の品質要件が定められている。

(※品質要件を満たさないIP固定電話には、050番号が割り振られている。)

他方、品質要件は欧米には見られない制度であり、日本では通話に係る品質が高い水準で固定化されているとの指摘がある。

- 品質要件を廃止し、品質も含め消費者の選択に委ねてはどうか。
- 高品質を維持しているにも関わらず市場が縮小している固定電話サービス市場において、消費者ニーズに応じた競争を促進する。

国際先端テストの進め方について(案)



補足説明資料

規制改革事項	次世代自動車普及促進に資するインフラ整備のための関連法令の見直し
① 改革の基本的方向性（案）	<ul style="list-style-type: none"> 燃料電池自動車等の次世代自動車の普及も見据え、天然ガス自動車に対する天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所（ガソリンスタンド）において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化できるようにするべきではないか。
② 規制の概要	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガス自動車に対する天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所においては、消防法、危険物の規制に関する規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号により、天然ガスディスペンサーは、給油取扱所の給油空地外、かつ給油空地においてガス充てんを行うことができない場所に設置することとされており、天然ガス自動車の停車スペースとガソリン自動車の停車スペースを共用化することができない。 ※給油空地：自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入りするのための場所として、固定給油設備のうちのホース機器の周囲に、間口 10m 以上、奥行 6 m 以上の空地を設けることとされている。 一方、一般高圧ガス保安規則第 7 条第 2 項第 18 号により、圧縮天然ガスの通ずる部分は、その外面から火気を取り扱う施設に対し、4 m 以上の距離を有することとされており、ガソリン等給油ディスペンサーが「火気を取り扱う施設」とみなされる場合には、当該規制にも服することになる。 そのため、給油取扱所に天然ガス充てん設備を併設しようとした場合、既存の給油空地外に天然ガスディスペンサーを設置するとともに、天然ガスを充てんする車両の停車スペースについても給油空地外に場所を確保しなければならない。特に天然ガス車両はトラックが多くその車両サイズが大きいためその充てんのための停車スペースを確保することは困難であり、既存のガソリン自動車の停車スペースを犠牲にするか、スタンド用地を拡張する必要があり、天然ガス充てん設備を併設する際の障害となっている。
③ 根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第 10 条第 4 項 危険物の規制に関する政令第 17 条第 3 項第 4 号 危険物の規制に関する規則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ハ(1) 一般高圧ガス保安規則第 7 条第 1 項第 6 号及び第 2 項第 18 号
④ 所管府省庁等	総務省、経済産業省
⑤ 想定される効果	<ul style="list-style-type: none"> 圧縮天然ガススタンド（及び同様の規制に置かれている燃料電池自動車に係る水素スタンド）の都市部への立地が容易となり、次世代自動車、エコカーの普及が加速される。

<p>⑥ 所管省庁回答 (平成 24 年 12 月 時点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • (消防庁) 給油取扱所の安全性の確保が大前提であり、甚大な被害の発生が想定されるガソリン等危険物火災と天然ガス火災による複合災害を防ぐため、相互に影響を与えないよう、天然ガスディスペンサーを給油空地外に置くべきである。 • (経産省)「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) 平成 19 年 7 月 1 日平成 19・06・18 原院第 2 号」では、第 7 条第 2 項第 18 号と同様の規定である、第 6 条第 1 項第 3 号の運用として、電気設備について、「工場電気設備防爆指針 (ガス蒸気防爆 2006)」独立行政法人産業安全研究所技術指針等の規定に基づき設置されたものは、火気を取り扱う施設には該当しないとしている。この運用の考え方は、第 7 条第 2 項第 18 号についても同じである。従って、ガソリン等給油ディスペンサーについても、必要な対策を講じることにより(防爆仕様により、火気を取り扱う施設に当たらなければ)、同一アイランドへの設置は可能である。(天然ガススタンドと給油取扱所の併設に関しては、別途、消防法によりスタンド全体のレイアウト等について規制がされている。)
<p>⑦ ⑥の所管省庁 回答に対する 内閣府の考え 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 天然ガス自動車は、ガソリン自動車等と同様に道路運送車両の保安基準に従って製造され、保安基準を満たしていることについて、国の完成検査を経て車両登録されている。また、高圧ガス容器についても、高圧ガス保安法の技術基準に従って製造され、高圧ガス保安協会の容器検査を経て車両に搭載されている。さらに、天然ガスのディスペンサーも高圧ガス保安法により技術基準が定められており、消防法で技術基準が定められているガソリン等給油ディスペンサーと同等の安全性が担保されている。 • ガソリン等危険物火災と天然ガス火災による複合災害のリスクについては、自動車の停車スペースを共用化することを前提に、リスク回避、軽減のために必要な安全対策を検討するべきではないか。
<p>⑧ 過去の規制改 革会議等にお ける検討経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 24 年 10 月 31 日の規制・制度改革委員会グリーンワーキング・グループにおける日本ガス協会提案
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第 3 回日本経済再生本部において新ターゲットポリシー (戦略市場創造プラン) の戦略目標 4 つのうちの一つとして「安全・便利で経済的な次世代インフラの構築」が掲げられたところである。 • 平成 23 年 1 月経済産業省は、燃料電池自動車の国内市場導入と水素供給インフラ整備に係る民間事業者による共同声明を発表している。圧縮水素充てん設備設置給油取扱所についても、危険物の規制に関する規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号ハ(1)において、天然ガスディスペンサーと同様、水素ディスペンサーを給油空地外に置くこととされており、燃料電池自動車でも近い将来同一の問題が

浮上することが確実に想定される。まず普及が進んでいる天然ガス自動車で先行して自動車の停車スペースの共用化の可否を整理することが有益である。

- 同じく自動車産業が盛んなドイツでは、天然ガスディスペンサーとガソリン等給油ディスペンサーを近接して設置し、天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化が可能との指摘がある。

■日本の現状

天然ガスディスペンサー（右奥）は、小溝で区切られた給油空地外、かつ給油空地においてガス充てんを行うことができない場所に設置することとされ、天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースを共有できない。



■ドイツの事例

天然ガスディスペンサー（一番右）とガソリン等給油ディスペンサー（他4基）が同一アイランド上に近接して設置し、天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースを共有できる。

